

福岡県公報

平成十八年十一月六日

第一千六百三一号

増刊 ①

田 次

知示 (第1千百八十一号)

(港湾課)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課)

○福岡県立中学校学則及び福岡県立等教育学校学則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課)

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課)

田 次

福岡県告示第一千百八十一号

県が管理する港湾施設の概要 (昭和五十一年九月福岡県告示第十二百四十七号) の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月六日

福岡県知事 麻生 渡

芦屋港(3)係留施設の表物揚場の項中

3号物揚場	遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1 地先	-3	200	-	-	3~10
2号物揚場	遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1 地先	-2	130	-	-	5

別表 (第1条)

改め。

福岡県立門司高等学校	福岡県立門司北高等学校
福岡県立門司北高等学校	福岡県立門司学園中学校

「福岡県立門司高等学校
福岡県立門司北高等学校
福岡県立門司学園中学校」を
芦屋港(3)係留施設の表物揚場に

に

第一条 福岡県立高等学校学則の一部を次のように改正する。
第一条中「募集定員等」を「入学定員等」に改める。

別表を次のように改める。

3号物揚場	遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1 地先	-3	190	-	-	3~10
3号物揚場(2)	遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1 地先	-3	112	-	-	5.5
3号物揚場(3)	遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1 地先	-3	155	-	-	10

改め。

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改定し、いよいよ公布する。

平成十八年十一月六日

福岡県教育委員会規則第十六号

福岡県立高等学校学則の一部を改定する規則

第一条 福岡県立高等学校学則 (昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

第一条の二の表中

福岡県立門司高等学校	福岡県立門司北高等学校
福岡県立門司北高等学校	福岡県立門司学園中学校

に

改め。

第一条 福岡県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

第一条中「募集定員等」を「入学定員等」に改める。

別表を次のように改める。

番号	名 称		課程	学科（入学定員）
17	16	15	14	13
福岡県立小倉東高等学校	福岡県立北九州高等学校	福岡県立小倉西高等学校	福岡県立小倉工業高等学校	福岡県立小倉南高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
普通（二四〇）	普通（二一〇〇）	ス（四〇）	普通（三三一〇）	総合ビジネス（八〇）、国際ビジネス（八〇）、ビジネス情報（四〇）、会計ビジネ
普通化（四〇）、設備工業（募集停止）	機械（八〇）、電子機械（八〇）、電気（八〇）、工業化学（四〇）	福岡県立門司大翔館高等学校	福岡県立門司学園高等学校	福岡県立門司北高等学校
福岡県立小倉商業高等学校	福岡県立小倉南高等学校	福岡県立門司大翔館高等学校	福岡県立門司学園高等学校	福岡県立門司北高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
普通（二四〇）	普通（二一〇〇）	普通（二一〇〇）	普通（二一〇〇）	農業技術（四〇）、環境緑地（四〇）、ビジネス情報（四〇）、生活デザイン（八〇）
福岡県立行橋高等学校	福岡県立京都高等学校	福岡県立門司大翔館高等学校	福岡県立門司学園高等学校	福岡県立門司北高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	農業技術（四〇）、環境緑地（四〇）、ビジネス情報（四〇）、生活デザイン（八〇）
普通（四〇）	普通（三三一〇）	普通（二四〇）	普通（二一〇〇）	電気（四〇）、機械（八〇）、情報技術（四〇）
福岡県立行橋高等学校	福岡県立京都高等学校	福岡県立門司大翔館高等学校	福岡県立門司学園高等学校	福岡県立門司北高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	生活デザイン（三〇）
普通（二一〇〇）	普通（二六〇）	普通（二四〇）	普通（二一〇〇）	総合学科（三三一〇）
福岡県立青豊高等学校	福岡県立築上西高等学校	福岡県立刈田工業高等学校	福岡県立行橋高等学校	福岡県立青豊高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
普通（二一〇〇）	普通（二六〇）	普通（二四〇）	普通（二一〇〇）	総合学科（三三一〇）
福岡県立青豊高等学校	福岡県立築上西高等学校	福岡県立行橋高等学校	福岡県立青豊高等学校	福岡県立青豊高等学校

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
福岡県立水産高等学校	福岡県立宗像高等学校	福岡県立遠賀高等学校	福岡県立中間高等学校	福岡県立折尾高等学校	福岡県立八幡南高等学校	福岡県立北筑高等学校	福岡県立東筑高等学校	福岡県立八幡工業高等学校	福岡県立八幡中央高等学校	福岡県立若松商業高等学校	福岡県立若松高等学校	福岡県立戸畠工業高等学校	福岡県立ひびき高等学校	福岡県立芦屋高等学校	福岡県立戸畠高等学校	福岡県立芦屋商業高等学校
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
専攻科漁業（一〇）、専攻科機関（一〇） ライフ（四〇）	海洋（八〇）、食品流通（四〇）、アクア	普通（二二〇）、産業技術Ⅰ（募集停止） 、グリーンサイエンス（四〇）	普通（三三〇）	普通（二八〇）	普通	普通	普通	普通（三六〇）	普通（三六〇）	普通（三一〇）	普通（三一〇）	普通（三一〇）	普通（三一〇）	普通（二八〇）	普通（二八〇）	普通（二八〇）

56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	福岡県立玄界高等学校
福岡県立太宰府高等学校	福岡県立春日高等学校	福岡県立筑前高等学校	福岡県立早良高等学校	福岡県立福岡講倫館高等学校	福岡県立福岡工業高等学校	福岡県立修猷館高等学校	福岡県立城南高等学校	福岡県立福岡中央高等学校	福岡県立柏陵高等学校	福岡県立筑紫丘高等学校	福岡県立博多青松高等学校	福岡県立香椎高等学校	福岡県立香椎工業高等学校	福岡県立香椎工業高等学校	福岡県立香椎高等学校	福岡県立香椎高等学校	福岡県立香椎高等学校	福岡県立須恵高等学校	福岡県立福岡魁誠高等学校	福岡県立新宮高等学校	福岡県立玄界高等学校	
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	普通（三三〇）	普通（三三〇）、理数（四〇）
普通（二八〇）、芸術（四〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	普通（二一〇）	総合ビジネス（一一〇）、ビジネス情報（八〇）、国際ビジネス（募集停止）	総合学科（二八〇）	総合学科（二八〇）	総合学科（二八〇）	

87	福岡県立田川高等学校	全日制	普通(二八〇)
88	福岡県立東鷹高等学校	全日制	普通(二〇〇)、総合生活(八〇)
89	福岡県立田川科学技術高等学校	定時制	普通(八〇)
90	福岡県立西田川高等学校	全日制	普通(二〇〇)
91	福岡県立稻築志耕館高等学校	全日制	生命科学(八〇)、システム科学技術(二〇〇)、ビジネス科学(八〇)
92	福岡県立嘉穂高等学校	全日制	総合学科(二四〇)
93	福岡県立嘉穂東高等学校	定時制	普通(三二〇)、理数(四〇)
94	福岡県立嘉穂総合高等学校	全日制	普通(二八〇)、英語(四〇)
95	福岡県立鞍手竜徳高等学校	定時制	普通(四〇)
96	福岡県立筑豊高等学校	全日制	普通(八〇)、地球環境システム(八〇)、ロボットシステム(八〇)、ITシステム(四〇)
97	福岡県立直方高等学校	定時制	生活情報(四〇)
98	福岡県立鞍手竜徳高等学校	全日制	普通(二四〇)、理数(四〇)
全日制	総合学科(二〇〇)	普通(二八〇)	普通(八〇)、ビジネス(四〇)、ビジネス情報(八〇)、生活デザイン(四〇)

第三条 福岡県立高等学校学則の一部を次のように改正する。
第一条の二の表中

第一條の一の表由

福岡県立育徳館高等学校

福岡県立育徳館中学校

二

第二十五条を次のように改める。

(寄宿舎)

第二十五条 次に掲げる高等学校に、寄宿舎を設ける。

一 福岡県立育徳館高等学校

二 福岡県立宗像高等学校

三 福岡県立水産高等学校

四 福岡県立黒木高等学校

附 則

この規則中第一条は平成十八年十一月一日から、第二条の規定は公布の日から、第三条の規定は平成十九年四月一日から施行し、第一条及び第二条の規定は、平成十九年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立中学校学則及び福岡県立中等教育学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十一月六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十七号

福岡県立中学校学則及び福岡県立中等教育学校学則の一部を改正する規則

(福岡県立中学校学則の一部改正)
第一条 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中

福岡県立門司高等学校	福岡県立門司北高等学校
福岡県立門司高等学校	福岡県立門司学園中学校

に を

第二条 福岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。
改める。

第三条の見出しを「(入学定員等)」に改める。
第三条中「募集定員」を「入学定員」に改める。

別表(第三条)中「募集定員」を「入学定員」に改める。

第三条 福岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第一条の表中

「福岡県立豊津高等学校」	「福岡県立育徳館中学校」
福岡県立育徳館高等学校	福岡県立育徳館中学校

に を

改める。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第四条 福岡県立中等教育学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(入学定員等)」に改める。

第二条中「募集定員」を「入学定員」に改める。

別表(第二条)中「募集定員」を「入学定員」に改める。

附 則

この規則中第一条は平成十八年十一月一日から、第二条及び第四条の規定は公布の日から、第三条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

布する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十一月六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十八号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第五の高等学校名欄に掲げる高等学校に、当該高等
学校名欄の下欄に掲げる中学校を卒業した者が引き続き入学しようとする場合、県内
全域を学区とする。

別表第一中

第二学・区三	第三学区	第一学区	第一学区
戸 小 小 門 倉 倉 司 畑 南 北 ち 区 区 区 区	戸 小 小 門 倉 倉 司 畑 南 北 ち 区 区 区 区	行 京 豊 築 橋 都 前 上 市 郡 市 郡	行 京 豊 築 橋 都 前 上 市 郡 市 郡
戸 小 北 小 小 小 門 倉 九 倉 倉 司 学 畑 東 州 西 倉 南 園	戸 小 北 小 小 小 門 倉 九 倉 倉 司 学 畑 東 州 西 倉 南 園	京 育 築 徳 上 都 館 西	京 豊 築 上 都 津 西

に、 を に、 を

に、

を

(数理科学コース)	八幡中央	(芸術コース)	小倉南	(英語コース)	早良	北九州	(体育コース)	小倉南	(英語コース)	三瀬	早良	北九州	(体育コース)	第十学区	筑八八	後女女	市市郡	第十学区	筑八八	後女女	市市郡
県内全域			北九州地区	福岡地区		北九州地区		北九州地区	福岡地区	瀬	瀬	北九州地区		福島	島	島	島	黒福	木島	中	荒木中、大木町、東山中、三瀬

改める。
別表第一中

第十学区	筑八八	後女女	市市郡	第十学区	筑八八	後女女	市市郡
福島	島	島	島	黒福	木島	中	荒木中、大木町、東山中、三瀬

に、 を

に、

を

鞍 手	(人間文科 コース)	(人間文科 コース)	(情報ビ ジネス コース)	鞍 手	筑豊地区、木屋瀬中 (数理コ ミュニケーシ ョンコース)	八 幡 (理数コ ース)	城 南	(芸術 コース)
香 住 丘	福岡地区	北九州地区	賀	遠 賀	筑豊地区、木屋瀬中 (情報ビ ジネス コース)	中 央	福岡地区	黒 木 (福祉・看護 コース)
						八 幡 (理数コ ース)	田 川	柏 陵 (環境科 学コース)
						中 央	山 門	柏 陵 (環境科 学コース)
						県内全 域	筑後地区	黒 木 (福祉・看護 コース)
						福岡地区	筑後地区	田 山 川 木 南 門 筑後地区
						福岡地区	筑後地区	山 川 木 南 門 筑後地区
						福岡地区	筑後地区	山 川 木 南 門 筑後地区

に、
を
に、
を

改める。

附
則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成十九年度以降に入学する者から適用する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)